

総 務 区 民 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年6月25日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（8名）

委員長	白石 英 行
副委員長	金子 てるよし
理 事	宮 野 ゆみこ
理 事	田 中 香 澄
理 事	名 取 顕 一
理 事	浅 田 保 雄
理 事	海 津 敦 子
理 事	山 本 一 仁

4 欠席委員（1名）

委 員	吉 村 美 紀
-----	---------

5 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
高 橋 征 博	区民部長
川 崎 慎一郎	企画課長
宮 間 恵梨果	政策研究担当課長

菊池 日彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪岡 君彦	財政課長
横山 尚人	広報戦略課長
畑中 貴史	総務課長
木村 健	区民課長
齊藤 嘉之	戸籍住民課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査主査	高橋 裕美
議事調査担当	阿部 隆也

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

1) 議案第25号 文京区印鑑条例の一部を改正する条例

(2) その他

午後 2時30分 開会

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は、吉村委員が病気療養のため欠席です。

理事者におかれましては、関係理事者に御出席をいただいております。

○白石委員長 理事会については、必要に応じ、協議して開催してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会運営については、付託議案審査1件、終了後、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会という運びで委員会を運営してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、付託議案審査1件、議案第25号、文京区印鑑条例の一部を改正する

条例の提案理由の説明をお願いいたします。

高橋区民部長。

○高橋区民部長 ただいま議題とされました議案第25号、文京区印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集(2)の5ページ及び資料第1号を御覧ください。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、在留カードまたは特別永住者証明書と個人番号カードが一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が開始されたことに伴い、これらのカードを用いたコンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付申請等について規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑のほうをお願いいたします。

田中香澄委員、お願いいたします。

○田中（香）委員 簡単に。これ特定在留カードという通称でよろしいのでしょうか。それで、これまでの外国の方たち、今、文京区は1万人以上いらっしゃるということなんですけど、具体的に今1万何千人の方、何人なのかちょっと詳しく教えてほしいですけれども、その方がマイナンバーカードの取得率というものがどのくらい進んでいるのかということのをちょっと確認したいというふうに思います。

また、今回この一体化ということなんですけれども、もともとは、複数のカードをいつもお財布に持っていたのかなというふうに認識しているんですが、そのことを一体的にするということで、文京区のその外国の方たちの利便性が図られるのかなという一方で、区の事務負担というのがどのように変わるのかということ。

最後に、今後どういう手続で、どのように運用していくのかということだけ教えていただいて、質疑を終わりたいと思います。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 まず、最初の御質問ですけれども、これは特定在留カードというような名称になります。

またあと、今、外国人住民の人数ですけれども、5月末現在で文京区内約1万7,000人ほど外国人の方がいらっしゃいます。

外国人の方に限って、マイナンバーカードをどれくらい持っているかというような数字は

持ち合わせておりませんが、文京区全体でいえば、総務省のほうで公表している数字ですと、5月末現在で83.5%の保有率というふうになっております。

通常の在留カードですと、例えば在留期間の更新に行くというときに、入管でまず手続きを取ります。その後、マイナンバーカードの有効期限と在留期間というのが同じ期間になりますので、入管での手続きが済んだ後に、我々の文京区の窓口に来て、マイナンバーカードの手続きを別にやっていたというような状況が、今度、1枚になることで、入管で手続きをすれば、マイナンバーカードの期間も一緒に更新されるというところで、事務の効率化、利便性の向上が図られるというような状況になっております。

実際の我々の業務フローですけれども、まずは転入の手続きに来られるということで、文京区に住むというようなところで、まず在留カードを基に、住民記録台帳、住民票のほうに転入手続きを取るというような形になります。

その後、マイナンバーカードですとか、あと、それを一本化した特定在留カードが欲しいというような御意向を確認させていただいて、その後は、申請サポートですとかそちらのほうを御案内しながら、通常のマイナンバーカードの業務の流れの中で、特定在留カードのほうが発行されると、そういうような流れになります。

特に、我々のほう、何か事務の負担が物すごく増えるというものではありませんけれども、既存の業務フローに沿って、受け付けられるというような状況となっております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。1万7,000人ということなんですが、ごめんなさい、国別でいうと、トップ3みたいなのは、中国の方何人とかって、そういうことがお分かりになったら教えていただきたいんですが。

マイナンバーの保有率が83.5%というのは、それなりに高い数字なのかなというふうに思いました。文京区の方たちも、割と意識の高い方が多いのかなというふうに思うところで、割と持っていच्छる方が多くて、それを一体化して、逆に、やっぱり利便性が高まるという、いい効果があるのかなと思っています。

という意味では、周知ということも、さほどもう、外国の方たちには、よく分かっていच्छって、特に文京区で何か注意を持って周知をしていかなきゃいけないという状況ではないのかどうか、そのあたりの実態だけ教えていただきたいと思います。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 現在、外国人住民、特にアジア圏ということで、中国、韓国、ミャンマ

一辺りの国の方が非常に多いというふうに承知をしております。

あと、窓口のほうでも、今回の特定在留カードというような新しい制度ができましたということは、窓口で個別に御案内もさせていただいていますし、区のホームページのほうでも、6月14日の運用開始に合わせて、その情報を上げさせていただきながら、入管のほうの法務省のほうのホームページのリンクを張るなど、周知に努めているというところでございます。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今、田中香澄委員と重なるんですが、ちょっと私なりに整理したくて質問させていただきます。

今回の制度改正で、これマスコミが主なんですが、幾つか危惧もされているので、質問いたします。

まず、この制度改正で、外国人本人の確認がちょっと緩くなるんじゃないかなという声です。新しいカード、今回でいえば、特定在留カードが増えることで、一体どのカードが本物なのかと、偽物対策は十分なのかというような声が聞かれています。この点についてはどうかと1点。

次、まとめて聞きます。2番、区の窓口が混乱とまでは言いませんけれど、煩雑になって、誤った登録が起きる危険性はないのかということです。特に、外国人住民の氏名表記、漢字、ローマ字、通称、ここが難しい、通称などが複雑で、印鑑登録の氏名と住民票の氏名が一致しないことで、トラブルが起きてしまうんじゃないかという疑念があります。

3番、行政コストが増えて、住民サービスの低下につながるんじゃないかという不安です。新しいカード対応のために、ICチップ書換えの端末の導入とか、これに伴う職員への一定の研修というか、勉強ですよ、慣れるための。それから、システム改修が必要になってくるんじゃないかということです。こういった危惧には、当たるのかどうかということと、対応をお願いしたいということ。

最後、4番目、外国人住民の増加に伴う行政手続の複雑化ということにつながるのはいかということですね。制度がやっぱりちょっと複雑になり過ぎて、区の窓口がちょっと複雑になる。複雑になるということは、ミスとか、あるいは行き違いの混乱が起きるんじゃないかというような疑問といいますか、懸念があります。

以上、お答えをお願いします。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 まず、偽物のカードの対策ですとか、そういった本人確認の正確性の部分だと思いますけれども、今回の特定在留カードの手続につきましては、まずは在留カードが発行された後の話ですので、御本人の在留資格ですとかそういったところの審査、確認というものは、入管のほうで適切に行われているものだと承知をしております。

また、区の窓口での負担ですとか誤りみたいな部分ですけれども、特に氏名表記の部分についても、我々、まず住民登録が必要です、住民登録をするには、まず在留カードを持っているということが前提になります。氏名表記につきましても、漢字圏ですとか、アルファベット、英語圏の国々の方いらっしゃいますけれども、基本的には、その在留カードの表記を確認しながら登録をしているというような状況です。

その住民登録の表記をもって、新しい印鑑の表記になっていくというようなところで、我々もそこら辺の内容をしっかりと確認しながら、正確な対応を取っているというような状況です。

あと、システム改修など、区のほうでの負担というのはありません。現行のマイナンバーカードですとか、転入などの外国人の方に対する通常の手続の中で、こういった新しい御希望を伺いながらできております。

システムのほうも、国が用意しているシステムを使うというようなところで、基本、今のマイナンバーカードの流れに沿っていっております。

またあと、職員の研修のほうも、こういった情報は、担当のほうでマニュアルをしっかりと読み込みまして独自のものを作りまして、しっかりと、お客様を待たせないですとか、混乱させないようなマニュアルを作って対応しているというところでございます。

行政手続複雑化というところですが、ここも先ほどの御答弁の繰り返しになりますけれども、既存の流れの中で、現状であれば、スムーズに対応できているというところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。安心いたしました。1万7,000人もいらっしゃるということですので、ぜひ、トラブルのないようにしっかりした対応をお願いしたいということで、終わります。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

金子副委員長。

○金子副委員長 では、議案25号ですが、特定在留カードに一体化するという内容であります。

私が聞いている範囲では、外国籍の方のマイナカードの取得率は6割というふうに、そういう数字があるようでありますけれども、それは置いておいて、この在留カードとマイナンバーカード、それぞれ、在留カードは、外国籍の方は受領が必須というふうになっております。一方、マイナンバーカードは、任意の取得というふうになっているわけですね。

そうすると、ちょっと認識を聞きたいんですけれども、この在留カードとマイナンバーカードが一体化されることによって、マイナンバーカードの取得が実質的には義務化という方向に進んでいくというふうには思いませんか。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 このたびのカードの一体化の部分につきましては、先ほどのお話のとおり、行政手続、別々にやっていたところを1枚にすることで、まず効率化を図って、外国人住民の方々の利便性を向上するというようなところが一つのねらいだというふうに承知をしております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 確かに、出入国管理庁の一体化のチラシを見ますと、任意ですというふうに書いてあるわけですね。ただ一方、今年の1月に閣議決定された外国人の受入れ、秩序ある共生のための総合的対応策を読みますと、こう書いてあるんですね。今後、全ての在留外国人が原則として特定在留カードを取得するための方策を検討すると。全ての外国籍の方に特定在留カードを取ってもらおうと、そういう方針を持っているわけなんですね。今日は条例の審議ですから、これ今言ったのは、国の閣議決定というか、方針ですね。

この国の方針、取得が任意であるというマイナカードの制度の趣旨に、私は反するというふうに思うんですね。確かに、カードが2枚から1枚になれば、その分カードの持って歩く重さは減るので、それはメリットなのかなというふうに思うんですが、国は、特定在留カードへの一体化について、結構率直にその目的、メリットを言っているんですね。どこで言っているかというと、先ほど言った今年1月の閣議決定、その中でこういうふうに言っているわけですね。政府は、カードの一体化について、マイナンバーカードの普及によって、在留管理における情報把握を図るというのが目的の一つなんだというふうに明確に言っております。

で、先ほどの総合的対応策の閣議決定の中でも、さらに、来年2027年9月から、マイナンバーカードによる情報連携で、非常に具体的なんですよ、国民健康保険料や国民年金保険料の納付状況、地方税の課税状況等を関係機関から出入国在留管理庁へ提供すると、こういう

予定をしているんですね。さらに今後は、上陸審査や在留審査、納付勧奨の際にも活用する仕組みを検討しているそうであります。外国籍の人の生活保護の利用や、児童手当受給の現状把握にも活用を検討していくと。ここまで言っているわけなんですね。

これは、行政にとってのメリットだというふうに思うんですけども、こうした目的がこの特定在留カードに、在留カードとマイナンバーカードを一体化させていくと、こういうねらいがあると、そういう検討もしているということについては、区は把握されているんですか。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 今回の特定在留カードの目的というのは、先ほど御答弁したとおりだと思っています。また、マイナンバーカードにつきましては、そもそも税や社会保障、また災害対策などの行政手続をスムーズにするということで、行政の効率化や国民の利便性向上につながるものとして導入されてきておりまして、現在、その利用範囲も徐々に拡大をしていて、保有率も増加を続けているというような状況です。

マイナンバーカード自体、法律上は義務ではなく、任意となっておりますけれども、国において様々なシーンでの利用拡大を図っておりまして、より便利に、行政手続を正確に進めていけるよう取り組んでいるものというふうに我々は承知をしているところです。

このような状況も踏まえまして、我々としても、引き続きマイナンバーカードの普及促進やコンビニ交付サービスなどの利用促進に努めていきたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それは、私の指摘と一致しないわけでありますけれども、国がメリットだと言っていることは、外国籍の方にとって様々なメリットがあるというふうに言っていないんですよ、国は。情報連携させることで効率的になる等々、先ほど言ったようなことを言っている。

（発言する人あり）

○金子副委員長 ちょっと私、今しゃべっているの。横で言われると私、ちょっと頭のほうがぐちゃぐちゃになっちゃうの。ちょっといいですか、抑えていただいて。

それで、私が危惧するのは、こういう情報連携というのは、特に税情報とか国保料の納付状況とかと連携とかというのは、日本国籍の方であつたら、基本できないですよ。例えば、この間補正予算で審議したエアコンの購入助成なんかで、要件は全部税情報なんだけど、何でこんな難しい説明になっちゃうのと、あのチラシね、よく読んでみて、後で聞いて分かりましたけれども、生活福祉課が税情報を持って活用するというのは、連携できないと、個人

情報だから。こういうふうになっているんですよ。

今度、外国籍の方についてはやれるようにしていくということを明確に国は方針上検討している。検討ですよ、しているわけですね。だから、現場である外国籍の方が日々生活をしている地方自治体においては、やはり日本国籍の方も外国籍の方もともに、個人情報是人権なわけですから、人権を守り、日本のこの社会で、この場合、文京区の地域の中で平等に人権が守られ、暮らしていくための丁寧な支援が必要だというふうに思うんです。

特段、文京区でいえば、「文の京」総合戦略、総合計画の主要課題のナンバー40というのが、人権と多様性を尊重する社会の実現で、大変重要な目標が掲げられており、外国人住民との相互理解や共生に向けた取組を推進する必要があると。こういうふうになっていて、4年後の姿は、区民一人一人がお互いの価値観、文化等の違いを理解し、多様性に富んだ活力ある人権尊重社会になっているというふうになっています。

外国籍の方だけそのような個人情報を連携させていくということは、同じ地域の中で、国籍にかかわらず、同じ住民として暮らしていくという上で、これは違いをもたらし、管理、排除という視点が、国の今の検討の中では進められていて、私は大変危惧するものでありますけれども、そういう危惧に対して、区はどのような対応をしていただけるんですか。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 マイナンバー制度のもともとの趣旨というところは、行政手続の効率化、また国民の利便性向上と、あと行政手続の公平性などがうたわれております。どのシーンでどのような連携を取っていくか、できるところ、できないところありますけれども、そのような利用範囲の拡大というところは、国のほうで適切に検討がなされているというものと思っております。

我々としては、こういった利用促進を図りながら、より行政サービスを便利に使っていただけるようなことにつながるように、周知啓発、利用促進に努めていきたいと考えております。

○白石委員長 以上をもって、質疑を終了させていただきます。

それでは、議案第25号、文京区印鑑条例の一部を改正する条例の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 国の制度改正ということで、当然、賛成はさせていただきます。よろしくお願います。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第25号ですけれども、今、質疑の中で、文京区は5月末現在で1万7,000人いらっしゃるということで、この方たちは、本区の大切な地域社会の皆様だというふうに改めて思いました。その皆様の、この特定在留カードの導入に伴う一元化というものは、これまで区役所へ足を運ぶ二度手間を解消して、利便性を大きく向上させる取組だということで、応援させていただきます。

今後は、国のシステムを経由した本区の税務システムのデータ連携に遅れや誤りがないように、本区におきましても、運用の実態をチェックしていただいて、万全の体制を維持していただくように強く要望いたします。

公明党は、議案第25号、文京区印鑑条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 ぜひ、外国人の方の人権を守ること、それから個人情報を守ること等々を含めて、この制度をきちっと運用していただきたいということをお願いして、25号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第25号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 特定在留カードが運用開始されるに当たって必要な改正と判断しております。外国人住民の方に寄り添った、分かりやすく丁寧な周知や窓口対応をお願いして、議案第25号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 法改正に伴い制度を整備するものであり、実質的に権利、義務の内容を変更するものではなく、行政手続を円滑にするための改正であることから、区民が主役の会は賛成いたします。

あわせて、制度改正に当たって対象となる方には、母語が日本語でない方もいらっしゃいますし、母国語による案内も含め、より分かりやすい周知に努めるとともに、窓口での丁寧な対応をアップデートしていただくことをお願いしておきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 先ほど紹介した政府の総合的対策を読みますと、日本に居住されて、在留されている外国籍の方との共生というよりも、いかに管理し、排除するのかという視点が読み

取られ、大変危惧するものであります。

マイナンバーカードを普及させて、マイナンバーカードによる行政間での情報提供や収集を可能にするというものでありまして、その先には、様々な理由で保険料や税を滞納してしまふという場面で、もしくは、生活困窮などで生活保護を利用せざるを得ない、そういうような場面、生活に苦しむような場面で、外国籍の方の排除につながると、そういう具体的な危惧であります。

本来行うべきなのは、外国籍の方であっても、日本の国籍の方であっても、人権を守り、同じ地域で暮らしていくという上で、丁寧な支援、対応が必要だというふうに思います。

「文の京」総合戦略の主要課題40が掲げる人権と多様性を尊重する社会の実現に基づいて、国籍にかかわらず、同じ住民としての生活に寄り添う対応が行政には求められるというふうに思います。

そういう点で考えたときに、日本共産党は、この議案第25号については、反対をいたします。

○白石委員長 それでは、議案第25号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定をいたします。

○白石委員長 本会議での委員会報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 委員会記録についても、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 これをもちまして、総務区民委員会を閉会させていただきます。

午後 2時58分 閉会